

議案第3号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分手由
略				
35 とつとり支え愛基金	高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で暮らし続けるようにするため、これらの者の生活を地域で支え合う活動の支援及び生活環境の整備を行うこと。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
36 鳥取県地域	地域における公共投資を	一般会計歳入歳出	一般会計歳入歳出	当該基金の設置目的

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分手由
略				
35 とつとり支え愛基金	高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で暮らし続けるようにするため、これらの者の生活を地域で支え合う活動の支援及び生活環境の整備を行うこと。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

の元気・公共投資臨時基金	円滑に実施し、防災対策、減災対策等の推進及び産業基盤、生活基盤等の整備を図るための経費に充てること。	予算に定める額	予算に計上して当該基金に積立て	を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
--------------	--	---------	-----------------	-------------------------

37 鳥取県海岸漂着物対策基金	海岸漂着物の円滑な回収及び処理並びに発生を抑制を図り、もって海岸における良好な景観及び環境の保全に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
-----------------	---	-----------------	-------------------------	----------------------------------

--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。